

水源浄水場施設更新設計施工業務委託 公募型プロポーザル 募集要項等に関する質問に対する回答

番号	資料名	ページ番号	大項目	項目名	質問内容	回答
1	募集要項	5	第2	2 (5)ウ 表2 対象業務	試運転、運転指導業務 事業スケジュールによると設計及び建設期間は令和13年3月31日までとなっております。市職員への運転指導も同様に、令和13年3月31日までの対応という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	募集要項	7	第4	2 (1) ク 応募者は、…	積極的に地元企業を活用した場合、地元貢献の評価対象となるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	要求水準書	1	第1	2 (3)対象施設及び対象業務	一部撤去が必要な部分とは、p3②既存施設の取扱いの表における「監視制御設備」という理解でよろしいでしょうか。	その他にも本工事にあたって施工上の理由などから撤去（必要に応じて現状復旧）が必要となる施設等も対象となります。
4	要求水準書	3	第1	2 (3)② 既存施設の取り扱い	欄外に「既設ポンプの能力が不足することも想定されるが、その場合には当該施設の更新も本業務の対象とする。」とありますが、水理検討をするために必要な諸条件をご提示ください。	基本設計及び新たに追加提供する資料を参照願います。なお、具体的な資料の要望があれば、可能な範囲で提供します。
5	要求水準書	6	第1	2 (3)③ ウ 施工業務	「水道課では、更新用地内に新たに深井戸のさく井工事を、別途発注することを予定しているため、工事工程・工事手順について、水道課と協議、調整を行うこと。」とあります。提案し特定された後に協議するため、井戸設置に伴う提案内容の変更は、変更対象という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、事業者が提案する施設配置に影響が無い位置で協議、検討予定です。
6	要求水準書	16	第2	1 (2)表6 対象施設の概要及び配水先の諸元	通常時0.37MPa、水源浄水場貯水量低下見込み時0.36MPaから、貯水量の運用範囲は1.0mという理解でよろしいでしょうか。	通常、水源浄水場の既設配水池が4,000m3を下回らないように運用しておりますが、それを大幅に下回る見込み時には水源浄水場の配水圧を0.37Mpaから0.36Mpaに下げたり、一ツ木配水場から逆送する運用をしております。
7	要求水準書	17	第2	2 (2) ①事前調査業務の実施に当たっての留意事項	測量、地質調査および試掘調査等の追加調査の提案数量が増減した場合は、変更の対象外という理解でよろしいでしょうか。	協議のうえとなりますが、原則として契約変更の対象とは考えておりません。
8	要求水準書	20	第2	3 (2) 設計共通事項	管理棟、天日の概算費用等の提案を求めることがあります、概算金額は評価対象外と記載があるため、提案書への記載はしなくても良いと考えておりますが、よろしいでしょうか。	概算費用については、評価対象外であり、あくまでも参考金額の扱いとなりますが、ご提案願います。
9	要求水準書	22	第2	3 (2) 設計共通事項	風況調査は風力発電等の設計時に実施する調査という認識ですが、今回の設計では「極力吹きだまりを発生させないこと」に配慮するという理解でよろしいでしょうか。 また、風況調査を実施する場合、具体的な調査内容をご教示ください。	ご理解のとおりです。なお、調査内容については提案事項となります。
10	要求水準書	23	第2	3 (3) 各施設における設計要求事項	表中の淨水・送水施設能力等 ウ 取水停止となった場合、一ツ木配水場から水源浄水場への送水（逆流）が可能となる機能を有することとあります、一ツ木配水場側の改造工事は対象外という認識ですが、これに関する費用は別途という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	要求水準書	24	2	3 (3) 各施設における設計要求事項	表中の建築構造物 ウ 全国瞬時警報システムを設置するのに必要なスペースについて、ご教示ください。	J-ALERTの受信盤の形状寸法は、縦：41cm、横：29cm、奥行：40cmで左開きを想定しています。現在、J-ALERTは管理棟事務所内に設置しており、管理棟の建替え、改修及びJ-ALERTにかかる配線作業等を行わない場合は影響ありません。ただし、前述の工事等を行う場合においては、資料提示を含め、他部署との協議が必要となりますので、事前に水道課に申し出てください。
12	要求水準書	27	第2	3 (3) 機械設備_イ項	「点検や修繕等の維持管理性や将来の更新に配慮した形式・配置とすること。」とあります、提案時点は市と協議できません。 本事業では提案による形式・配置となるため、協議により変更となった場合は変更対象という理解でよろしいでしょうか。	協議のうえとなりますが、変更対象とする場合もあります。
13	要求水準書	27	第2	3 (3) 薬品注入設備_ス	凝集剤と消毒剤について、ローリー車から受け入れを行っている場合、現在の受入頻度をご教示ください。	現在、凝集剤と消毒剤は月1～2回程度の頻度で受入を行っています。
14	要求水準書	27	第2	3 (3) 薬品注入設備_ス	凝集剤と消毒剤について、ローリー車から受け入れを行っている場合、ローリー車の車種、寸法、容量等のスペックをご教示ください。	薬品搬入車両のタンクローリー10t車が最大車両と想定しています。
15	要求水準書	30	第2	3 (3) 各施設における設計要求事項	「フェンス等は場外からの危険物等の投げ入れ、侵入等が容易にできない構造とし、各種荷重等に十分に耐えうるものとすること。」とありますが、「容易にできない」の基準を推測することが困難であるため、高さなど具体的な要求水準をご教示ください。	提案事項となります。
16	要求水準書	31	第2	3 (3) 薬品注入設備 ク	給水車の車種、寸法、容量等のスペックをご教示ください。	現在刈谷市では、給水車は1.8m×1台、2.0m×2台の計3台を保有しております、水源浄水場では1台駐車しています。災害時に2台以上同時に給水できること、自衛隊のタンク車等に上から給水できるなど運用に配慮した提案を願います。また、他事業体等から応援に対しても対応可能となる提案をお願いします。
17	要求水準書	37	第2	4 (3) ク 試運転調整	「令和6年度現在の取水可能量は、約12,000m3/日である。」とありますが、少なくとも計画取水量17,800m3/日は必要と考えます。取水の計画をご教示ください。	取水量は限られていますので、水量の確保等試運転を行うための方法は事業者提案となります。なお、10月31日に公表した「募集要項等に関する質問に対する回答」の質問番号124、411も参照願います。

水源浄水場施設更新設計施工業務委託 公募型プロポーザル 募集要項等に関する質問に対する回答

番号	資料名	ページ番号	大項目	項目名	質問内容	回答
18	要求水準書	38	第2	4 (7) 建設工事に伴う各種申請書類作成	変更認可申請は別途という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	要求水準書	39	第2	4 (9) 出来高検査及び完成検査	実績報告、会計検査等の協力内容について、具体的にご教示ください。	実績報告は出来高数量の提出、会計検査では各種構造物の根拠が求められますので、その書類整理等、場合によっては検査時の立会になります。
20	要求水準書	15	別紙2	刈谷水源井戸用揚水設備一覧表	現況据付ポンプの中にR4.10に12号井が設置されています。要求水準書のP.5の図4「既存浄水場概略処理フロー」の取水深井戸には、12号井が無く、上記の現況据付ポンプの欄には存在しない8号井が存在します。どのポンプが実際にあるのかご教示ください。なお、実施方針(P.26)の図6には8号井は旧8号井と書かれていて、12号井も存在しています。	刈谷市の水道事業年報P.14を参照願います。
21	要求水準書	15	別紙2	刈谷水源井戸用揚水設備一覧表	上記の質問において、どちらも存在する場合、記載が無いポンプについての配置や仕様についてご教示ください。	質問番号20を参照願います。
22	事業者選定基準	9	第6	2 留意事項等	「出席人数は6名以内とする。」とありますが、設計及び施工について工種毎に各企業から人選すると、10名程度は必要と考えますので、ご配慮いただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
23	事業者選定基準	10	別紙1	1-1 2) 設計業務に携わる企業の工事実績	A評価の条件として「浄水場一式(浄水場全施設を対象)の詳細設計実績を有している」とありますが、全施設とはどの施設を示しているのか具体的にご教示ください。	ろ過方式は問いませんが、着水井(同様の機能を有する施設も可)からろ過池までの所謂、浄水処理を対象として、土木・建築、機械、電気の全工種の詳細設計となります。
24	提出書類作成要領及び様式集	48		要求水準チェックリスト	要求水準書に準ずる項目の場合で、提案が難しい内容があります。例えば、No.348の「◆検査に要する費用は、事業者負担とする。」に関して、その内容には準じますが、提案書として、「負担とする」というような記載は不要かと思われます。提案書内に記載をしない内容については、提案書記載箇所(頁、行)の欄に、要求水準書通り等の文言のみの記載としてご配慮いただけないでしょうか。	要求水準書通り等の文言を記載してください。
25	提出書類作成要領及び様式集	70	様式IV	様式IV-8-22	3.修繕費および4.保守点検費については、提案者によって検討方法が異なるため、参考とすべき事項かと考えます。またその費用は事業終了後の内容であるため、履行義務が発生しないと考えます。提案内容について削除または修正をいただくことは可能でしょうか。	履行義務については発生しません。また、提案にあたっての条件等については、10月31日に公表した「募集要項等に関する質問に対する回答」の質問番号501から510も参照願います。
26	設計及び建設工事請負契約書(案)	7	第19条	第5項 条件変更等	要求水準書のP.6に「水道課では更新用地内に新たに深井戸のさく井工事を、別途発注することを予定」とあります。事業者が提案した配置等において、その新設の深井戸の配置によって、設計や配置の変更が必要になる場合は、提案時の金額の増額が認められるという理解でよろしいでしょうか。	質問番号5を参照願います。
27	設計及び建設工事請負契約書(案)	7	第26条	賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更	物価スライドの基準日について、事業契約締結まで時間がかかることから、PPP事業の特性を考慮した内容にすることは可能でしょうか。具体的には公告日や、事業者が提出する提案書の締切日等を基準にしていただくことが望ましいので、ご配慮いただけないでしょうか。	物価変動への対応(スライド)は、契約締結日を基準日とします。
28	設計及び建設工事請負契約書(案)	7	第26条	3 賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更	物価指数について、具体的にどのような指數を用いるか、ご教示ください。	建設工事データを適用することを想定しています。